

街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程

(制定：平成21年3月4日 和歌山県公安委員会規程第1号)

街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程を次のように定める。

街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県警察が設置する街頭防犯カメラシステムの運用に関して、必要な事項を定めることにより、県民の権利を保護し、公共の安全と秩序を維持することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 街頭防犯カメラシステム 犯罪の予防及び被害の未然防止を図るため、犯罪の発生するがい然性が高い歓楽街等に防犯カメラを設置して、撮影した映像をモニター画面に映し出し、録画する装置をいう。
- (2) データ 防犯カメラによって撮影した映像を電磁的又は光学的に媒体に記録したものをいう。

(責任者の指定等)

第3条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、街頭防犯カメラシステムの運用について、責任者を指定するとともに、個人のプライバシーその他県民の権利を不当に侵害することのないよう、慎重を期さなければならない。

(設置の明示)

第4条 本部長は、防犯カメラが設置されていることが明らかになるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(データの活用)

第5条 データは、犯罪の捜査その他警察の職務遂行のため、必要と認められる限度において活用することができる。

(報告)

第6条 本部長は、前条の規定によりデータを活用した場合は、和歌山県公安委員会に報告するものとする。

(運用状況の公表)

第7条 本部長は、街頭防犯カメラシステムの運用状況について、定期的に公表するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、街頭防犯カメラシステムの運用に関して必要な事項は、本部長が定める。